独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社日本製鋼所	コード	5631
提出日	2016/5/30	異動（予定）日	2016/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐藤　元信	社外取締役	○										△					有
2	持田　農夫男	社外取締役	○										△				新任	有
3	城野　和也	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
4	増田　格	社外監査役	○										△				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	佐藤元信氏は、平成26年3月まで当社の取引先の一社である三井物産株式会社の執行役員を務めておりました。 直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%と僅少であります。	佐藤元信氏は、商社勤務及び海外での企業経営で培われた豊富な経験と高い見識を、独立した客観的な立場から、当社経営全般に反映していただいております。引き続き、経営全般の監督、重要事項決定において適切な役割を果たしていただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	持田農夫男氏は、平成26年3月まで当社の取引先の一社である株式会社日立製作所の代表執行役執行役副社長を務めておりました。 直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.2%と僅少であります。 また、株式会社日立製作所は当社の株主ですが、その議決権保有比率は1.4%であります。	持田農夫男氏は、国際的な製造業の経営経験者で、国内外での豊富な経験、数社に亘る経営実績を備えております。技術的視点を取締役会に反映していただくとともに、独立した客観的立場から経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	城野和也氏は、平成24年3月まで当社の取引銀行の一行である株式会社三井住友銀行の取締役兼専務執行役員を務めておりました。 直近事業年度末における当社の総資産に対する借入金の比率は約18%と低いうえ、当社は複数の金融機関との間で取引の分散化・平準化を行っており、直近事業年度末における株式会社三井住友銀行からの借入が借入総額に占める割合は9.8%と他の金融機関に比して著しく高いものではありません。 また、株式会社三井住友銀行は当社の株主ですが、その議決権保有比率は3.4%であります。	城野和也氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、海外での勤務経験もあることから、その経験と見識をもとに、当社の経営全般に対し客観的な見地から適切な監査をしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	増田格氏は、平成24年3月まで当社の取引銀行の一行である中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）の取締役副社長を務めておりました。 直近事業年度末における当社の総資産に対する借入金の比率は約18%と低いうえ、当社は複数の金融機関との間で取引の分散化・平準化を行っており、直近事業年度末における三井住友信託銀行株式会社からの借入が借入総額に占める割合は9.8%と他の金融機関に比して著しく高いものではありません。 また、三井住友信託銀行株式会社は当社の株主ですが、その議決権保有比率は2.2%であります。	増田格氏は、金融機関における営業・企画等の職務経験に加え、監査役経験もあり、中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を次のように定めております。

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

①当社を主要な取引先とする者[1]又はその業務執行者
②当社の主要な取引先[2]又はその業務執行者
③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
⑥過去３年間において上記①～⑤に該当していた者
⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者[3]に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

（注）
1．当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の５%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
2．当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の５%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
3．重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２ 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４ a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５ 独立役員の選任理由を記載してください。